

単価適用年月日：令和 7 年 4 月 1 日まで

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，本基準に係る費用は，現場環境改善が必要と認められる場合に計上する。

3. 積算方法

（１） 現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \times P_i + \alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％，小数第 3 位を四捨五入して，第 2 位）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお，対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$
	5 億円を超える場合	1.73	0.71

ロ．率に計上されるものは，別表－１の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものとする。

ニ．経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

単価適用年月日：令和 7 年 5 月 1 日以降

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，本基準に係る費用は，現場環境改善が必要と認められる場合に計上する。

3. 積算方法

（１） 現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \times P_i + \alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％，小数第 3 位を四捨五入して，第 2 位）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお，対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$
	5 億円を超える場合	1.73	0.71

ロ．率に計上されるものは，別表－１の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，（２）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものの費用」とする。

ニ．経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

(2) 設計変更

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 (i) は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表ー1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50% を上限とする。

(3) 設計変更

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 (i) は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表ー1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献